

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 3月23日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

### 鳥取県人事委員会規則第6号

#### 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和31年鳥取県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（手当の支給の特例）</p> <p>第4条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 次に掲げる特殊勤務手当（<u>手当の額が日額により定められているものに限る。</u>）の支給される業務、<u>作業等</u>に従事した時間が1日について4時間に満たない場合におけるその日の当該特殊勤務手当の額は、それぞれ条例に規定する額に100分の60を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（9） 略</p> <p>（勤務実績簿）</p> <p>第5条 任命権者（その委任を受けた者を含む。）は、職員に対し特殊勤務（条例の規定により特殊勤務手当の支給される業務、作業等に係る勤務をいう。）を命じたときは、人事委員会が定める様式の特殊勤務実績簿に所要事項を記入し、これを保管しなければならない。</p>	<p>（手当の支給の特例）</p> <p>第4条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 次に掲げる特殊勤務手当の支給される業務等に従事した時間が1日について4時間に満たない場合におけるその日の当該特殊勤務手当の額は、それぞれ条例に規定する額に100分の60を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（9） 略</p> <p>（勤務実績簿）</p> <p>第5条 任命権者（その委任を受けた者を含む。）は、職員に対し特殊勤務（条例の規定により特殊勤務手当の支給される業務等に係る勤務をいう。）を命じたときは、人事委員会が定める様式の特殊勤務実績簿に所要事項を記入し、これを保管しなければならない。</p>

#### 附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第4条第4項の改正規定（「業務等」を「業務、作業等」に改める部分に限る。）及び第5条の改正規定は、公布の日から施行する。